

# 太陽光発電設備等の道路占用許可 対象物件の追加について（その3）

国土交通省 道路局 路政課 道路利用調整室

竹林係員

〔・・・それでは確認させていただいて、折り返させていただきます。〕

栗本係員

問い合わせ？

竹林係員

はい、太陽光発電設備の道路占用許可についての問い合わせでした。

栗本係員

おー！じゃ、占用希望者の競合が見込まれるか検討しないとイケないね（※1）。公募するなら公募条件とかを考えないと！

竹林係員

あ、いえ、そうではなくてですね・・・。

栗本係員

初めてのケースだからなあ、どうしたらいいかな？とりあえず公募を行う場合の取扱い基準を見直してみるかー！

竹林係員

栗本さん！！

栗本係員

はい！なんですか竹林さん！

渡邊課長

（竹林さんが大声出すなんて珍しいな・・・。栗本君、やる気を出してるのはよくても、ちょっと今日のテンションはおかしいな。）

竹林係員

太陽光発電設備自体を道路占用したいということではありません。

栗本係員

え、違うの？

竹林係員

はい、太陽光発電設備を占有したいというより、その定義、どこまでが発電設備なのかということについての問い合わせでした。

栗本係員

違うんだ・・・。

渡邊課長 & 竹林係員

(そこまでテンション落ちなくても・・・。)

栗本係員

よし!

竹林係員

(復活した・・・。しかも早い。)

栗本係員

定義だったね? 定義というとは本省からきた占用許可基準では「発電設備は、太陽光及び風力を電気に変換する設備であって、パネル部分、ブレード部分のほか、これらと一体となって発電設備としての機能を果たす接続箱等を含むものとする。」となっているね。

竹林係員

そうですね。

栗本係員

それで、問い合わせ内容を詳しく教えてくれるかな。

竹林係員

ええと、太陽光発電設備からの送電線を占有する場合に、その送電線が太陽光発電設備の占有許可基準の「これら一体となって発電設備として機能を果たす接続箱等」に該当するのかどうかということでした。

栗本係員

つまり、太陽光発電設備自体は道路の区域外にあるってことだね。

竹林係員

そうです。ですので、あくまでも道路を占有するのは送電線だけなので、たとえ太陽光発電設備の送電線とはいっても、道路法施行令第7条第7号に規定する「太陽光発電設備」に該当するものではなく、道路法第32条第1項第1号に規定する「電線」としての道路占有になると思うんです。

栗本係員

なるほどね。

竹林係員

あっていますよね?

栗本係員

うん、その見解で間違っていないよ。竹林さんの言うとおりに、道路を占有するのは線だけだしね。

竹林係員

ありがとうございます。そう回答しておきます。

(電話終了後)

栗本係員

納得してもらえた?

竹林係員

はい。追加で2つほど質問がありましたが。一つが地下に電線管路を作って送電線を通す場合はどうなるかということと、もう一つが送電線に流れる電圧に規制はあるのかということでした。

**栗本係員**

電線管路だったとしても、送電線を地上に設けると同じで発電設備の一部ではなく、道路法第32条第1項第2号に規定する「水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件」に該当することになるね。

**竹林係員**

送電線の電圧も道路法令では特に規制はないですよ。道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがないかなど、個別に道路管理者が判断することになるんですね。

**栗本係員**

そうだね。そう回答してあるのなら問題ないよ。

**渡邊課長**

ところで栗本君、ずいぶんと張り切っていたようだけど、年末年始にいいことでもあったのかい？

**栗本係員**

ちょっと臨時収入がありまして！（それでいいところを見せて竹林さんを・・・と思ったのに・・・。）

**渡邊課長**

あれだけお金ないって言っていたのにどうしたんだい？

**栗本係員**

今年、お年玉もらえたんですよー！！

**竹林係員**

・・・。

**渡邊課長**

君はいくつになるんだね。

※1：平成25年4月号 道路占用Q & A「太陽光発電設備等の道路占用許可対象物件の追加について②」参照